

平成 28 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成 29 年 5 月 18 日

豊橋技術科学大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 28 年度の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 22 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ECOS事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

⑥産業廃棄物処理に係る契約

・ 産業廃棄物処理業務

裾切り方式を実施した件数 1 件